



四 謙受けに要する資金の額および調達方法な らびに借入金の返済計画を記載した書類	（略）
五 謙受け人の謙受けの日以後三年内の日を含 む毎事業年度における事業収支見積書	（略）
六 謙受け人が石油パイプライン事業者以外の 会社またはその発起人である場合は、第三条 第二項第十号または第十一号の書類	（略）
（法人の合併及び分割の認可申請）	（略）
第八条 法第十条第二項の合併の認可を受けよう とする者は、様式第七の合併認可申請書に次 の書類を添えて主務大臣に提出しなければなら ない。	（法人の合併及び分割の認可申請）
一 合併を必要とする理由を記載した書類	（法人の解散の認可申請）
二 合併契約書の写し	（略）
三 合併の条件に関する説明書	（略）
四 合併の日以後三年内の日を含む毎事業年度 における事業収支見積書	（略）
五 当事者の一方が石油パイプライン事業者以 外の会社である場合は、その者の定款、登記 事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対 照表及び損益計算書	（略）
六 合併後存続する法人又は合併により設立す る法人の定款及び役員となるべき者の履歴書	（略）
法第十条第二項の分割の認可を受けようとす る者は、様式第七の二の分割認可申請書に次 の書類を添えて主務大臣に提出しなければなら ない。	（略）
一 分割を必要とする理由を記載した書類	（略）
二 分割計画書又は分割契約書の写し	（略）
三 分割の条件に関する説明書	（略）
四 分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度 における事業収支見積書（石油パイプライン 事業を承継する法人に係るものに限る。）	（略）
五 吸收分割により石油パイプライン事業を承 継する法人が石油パイプライン事業者以外の 会社である場合は、その者の定款、登記事項 証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表 及び損益計算書	（略）
第六条 法第十二条第一項の許可を受けようとす る者は、様式第八の事業休止（廃止）許可申請 書に次の書類を添えて主務大臣に提出しなけれ ばならない。ただし、第三号の書類は、事業收 支に及ぼす影響が軽微な場合には、添附するこ とを要しない。	（略）

一 休止または廃止を必要とする理由を記載し た書類	様式第3（第4条関係）
二 事業の一部を休止し、または廃止する場合 は、休止し、または廃止する事業に係る事業 用施設の概要を記載した書類およびその位置 を示した図面	（略）
三 事業の一部を休止し、または廃止する場合 は、休止または廃止の日以後三年内の日を含 む毎事業年度における事業収支見積書	（略）
（法人の解散の認可申請）	（略）
第十条 法第十二条第二項の認可を受けようとす る者は、様式第九の解散認可申請書に解散を必 要とする理由を記載した書類および解散の決議 または総社員の同意を証する書類を添えて主務 大臣に提出しなければならない。	（略）
一 この省令は、公布の日から施行する。	（略）
附 則（平成七年一〇月四日通商産業 省・運輸省・建設省令第一号）	（略）
この省令は、公布の日から施行する。	（略）
附 則（平成二一年一月一一日通商産業 省・運輸省・建設省令第一号）	（略）
この省令は、公布の日から施行する。	（略）
附 則（平成二年一〇月三一日通商産業 省・運輸省・建設省令第一号）	（略）
この省令は、平成十三年一月六日から施行す る。	（略）
附 則（平成二三年四月一二日経済産業 省・国土交通省令第五号）	（略）
この省令は、公布の日から施行する。	（略）
附 則（平成一七年三月三日経済産業 省・国土交通省令第一号）	（略）
この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十 七年三月七日）から施行する。	（略）
附 則（令和元年七月一日経済産業省・ 国土交通省令第二号）	（略）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正 する法律の施行の日（令和元年七月一日）から 施行する。	（略）
附 則（令和二年一二月二八日経済産業 省・国土交通省令第四号）	（略）
この省令は、公布の日から施行する。	（略）
（略）	（略）
様式第1（第3条関係）	（略）
様式第2（第4条関係）	（略）